

## 第34回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和5年4月20日(木)午後1時56分  
閉 会 令和5年4月20日(木)午後2時53分  
場 所 市役所北庁舎3階第3会議室

### 2 会議録署名委員

- 11番 小牧直子 委員      13番 澤井正 委員  
12番 市川耕作 委員(会長)

### 3 出席委員

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 筒井敏彦 委員   | 2番 松村昌治 委員   |
| 3番 堀江甚貴 委員   | 4番 菊池伸明 委員   |
| 5番 高木一郎 委員   | 6番 石川孝治 委員   |
| 7番 平田佳子 委員   | 8番 住崎岩衛 委員   |
| 9番 小林茂 委員    | 10番 大室正行 委員  |
| 11番 小牧直子 委員  | 12番 市川耕作 委員  |
| 13番 澤井正 委員   | 14番 伊藤久夫 委員  |
| 15番 千金楽千詠 委員 | 16番 岡田正宏 委員  |
| 17番 志水清隆 委員  | 18番 榎本重雄 委員  |
| 19番 石坂成雄 委員  | 20番 戸井田昭次 委員 |

### 4 議 長

- 12番 市川耕作 委員(会長)

### 5 事務局(説明員)

高野和夫局長 加藤泰幸主査 榎澤有一事務職員 原口幸代事務職員

## 議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について（農地法第4条関係）
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について  
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 第6号議題 都市農地の貸借に係る事業計画の認定について
- 9 その他
  - (1) 生産緑地地区の制限解除について ……資料No. 1
  - (2) 令和5年度府中市農業委員会活動指針について ……資料No. 2
  - (3) 令和5年度農業振興事業の概要について ……資料No. 3
  - (4) 令和4年度農地法関係審査件数について ……資料No. 4
  - (5) 2月度活動報告について ……資料No. 5
  - (6) 次回の総会開催日  
日 時 令和5年5月23日（火） 午後2時から  
場 所 市役所北庁舎3階第6会議室
  - (7) その他

午後1時56分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは、定刻少し前ですが、第34回府中市農業委員会総会を開会したいと思います。昨日今日と急に暑くなって、これから熱中症に気を付けなくていけない時期になりました。皆さまも気を付けてください。

まず最初に4月1日付けで市の人事異動がありましたので、事務局長から紹介していただきたいと思います。

○事務局（高野局長） はい、会長、定期人事異動がございまして、当農業委員会から中村が異動となりました。また、新人で秋田という職員が配属になりましたが、本日は研修に出ていますので、後日紹介いたします。本日は中村が来ておりますので本人からご挨拶をさせていただきたいと思います。

○事務局（中村事務職員） はい、今回、定期人事異動で異動となりました中村と申します。6年間、主に農政係の仕事を通して皆さんにお世話になりました。今までいた部署と全く内容が違い、新しいことばかりで大変勉強になりました。この経験を今後に生かしていきたいと思っています。4月1日からは保険年金課にいますので、引き続きよろしくお願ひします。6年間、ありがとうございました。

○議長（市川委員） お世話になりました。中村さんは職務の都合上退席されます。ありがとうございました。（中村事務職員退席）

それでは、ただ今より、農業委員会総会を開会したいと思います。

本日は、欠席者もなく、出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、11番、小牧委員さん、13番、澤井委員さん、よろしくお願ひいたします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけ、新型コロナウイルス感染防止に努めたいと思いますので、議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていると思われることから省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は3件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いいたします。

#### 第1号議題の説明文

第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇〇，〇〇の合計2筆、368平方メートル。届出書が到達した日は令和5年3月14日、転用の目的は専用住宅となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地確認は岡田委員さんをお願いしております。

第2項、届出者は小金井市関野町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、若松町〇の〇の〇，〇の合計2筆、634平方メートル。届出書が到達した日は令和5年3月17日、転用の目的は店舗及び駐車場となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地確認は大室委員さんをお願いしております。

第3項、届出者は是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、矢崎町〇の〇〇の〇〇，〇〇，〇〇の合計3筆、873平方メートル。届出書が到達した日は令和5年4月4日、転用の目的は共同住宅となっております。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地確認は伊藤委員さんをお願いしております。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項の現地確認は岡田委員さんをお願いしております。

第2項の現地確認は大室委員さんをお願いしております。

第3項の現地確認は伊藤委員さんをお願いしております。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） はい、第1項、岡田委員さん如何でしょうか。

○委員（岡田委員） はい、案内図の2ページをご覧ください。4月1日に現地確認に行つてまいりました。住宅の基礎工事に着工している状態でした。何の問題もありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて、第2項、大室委員さ

ん如何でしょうか。

○委員（大室委員） はい、資料の3、4ページになります。現地確認は4月8日に行ってまいりました。既に測量に入っており、問題ないと思います。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて、第3項、伊藤委員さん如何でしょうか。

○委員（伊藤委員） はい、6ページになります。鉄筋造りの6階建てで、その2階の工事が始まっておりました。問題ございません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他にご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第3項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、本件は使用貸借権設定の届出で、使用借人は日野市百草〇〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸人は若松町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、土地の所在は、南町〇の〇〇の〇〇、231平方メートルで使用貸借権の設定です。設定期間は永久。届出書が到達した日は、令和5年3月20日、転用の目的は専用住宅となっています。

8ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

なお、現地は過去に作業小屋が建っていましたが、小屋を解体し住宅を建築して、転用届出が出されたものです。

第2項、譲受人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇の〇、〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇の〇〇、〇〇の合計2筆、884平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和5年3月31日、転用の目的は建売住宅5棟となっています。

10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） はい、第1項小林委員さん如何でしょうか。

○委員（小林委員） はい、資料の7、8ページです。4月18日に確認に行っ  
てまいりました。こちらは、既に家が建っておりまして、住んでいるような状態で、  
これといった問題はないと思います。以上です。

○議長（市川委員） はい、続いて第2項石坂委員さん如何でしょうか。

○委員（石坂委員） はい、案内図は10ページになります。自家消費の野菜を中  
心に通年で野菜を栽培していましたが、現状、畑の周りの生け垣を取り払って更地  
になっている状態で、特に問題はありませんでした。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他に、ご意見等ありますで  
しょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、第1項、第2項の報告を了承することにいたします。

次に「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とし  
ます。証明申請件数は3件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いし  
ます。

### 第3号議題の説明文

第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、  
〇〇〇〇。特例適用農地は白糸台〇の〇〇の〇、畑、610平方メートル。

第2項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇  
〇。特例適用農地は、四谷〇の〇の〇〇，〇〇，〇〇，〇〇の〇，〇，〇、〇の  
〇〇の〇，〇，〇，〇〇，〇〇、〇〇の〇の合計12筆、田と畑を合せて、

3, 635平方メートル。

12ページに移りまして、第3項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、本町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇。特例適用農地は本町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇、〇〇の〇、〇の〇〇の〇の合計7筆、田、3, 807平方メートル。

13から15ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、16ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

17から19ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、20、21ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

22から24ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、25ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、岡田委員さん如何でしょうか。

○委員（岡田委員） はい、案内図の16ページで、現地確認は4月14日に行いました。現在、野菜を中心に栽培している様子で、きれいに管理されていて何の問題もありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。

続いて第2項は私になります。4月16日に現地を見てまいりました。資料の20ページ、21ページになります。20ページの右側につきましては、個人へ貸借で貸している土地になります。また左側はJAマイنزのダイコンやジャガイモなどを作るところに貸している土地になります。また21ページの右下の方ですが、

ハウスが1棟とあとは畑になっています。そして中央の左側は畑でして、いずれもきれいにトラクターを掛けてあって、夏野菜を植える予定だと聞いております。問題は無いと思います。

それでは、第3項、小林委員さん如何でしょうか。

○委員（小林委員） はい、資料の25ページです。左の方はのらぼうやキャベツなどの野菜を作っております。大きい方はタマネギですとか直売所をやっている農家なので、いろいろな野菜をたくさん作っておりました。きれいに管理されておりました、これといった問題はありません。以上です。

はい、ありがとうございました。第1項から第3項について、ご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、第1項から第3項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第4号議題の説明文

第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、若松町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、農業の主たる従事者、同所、〇〇〇〇、買取り申し出生産緑地は若松町〇の〇〇の〇〇、畑、53平方メートル。

27、28ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、29ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項の現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） それでは、第1項、大室委員さん如何でしょうか。



○委員（大室委員） はい、4月8日に現地確認に行きました。29ページになります。とても狭い場所で多少草が生えていましたが、直売所を建てる予定とのことで問題はないと思います。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他にご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議等がないようですので、第1項は証明することといたします。

次に「第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の説明について」を議題とします。申請件数は5件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第5号議題の説明文

第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が令和2年4月16日から令和5年3月16日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷○の○○の○○、○○○、土地の所在は四谷○の○○の○○、○○、○○、○○の○、○の合計5筆、畑、2、218平方メートル。

第2項、次の者が令和2年4月6日から令和5年4月2日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政○の○の○○、○○○○、土地の所在は清水が丘○の○○の○、○から○、○○から○○、是政○の○の○の合計8筆、畑、2、608.50平方メートル。

31ページに移りまして、第3項、次の者が令和2年4月30日から令和5年4月3日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、小柳町○の○○の○、○○○○○、土地の所在は小柳町○の○○の○、○の合計2筆、田、1、633平方メートル。

第4項、次の者が令和2年4月9日から令和5年4月5日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町○の○○の○、○○○○、土地の所在は若松町○の○○の○、○、○の合計3筆、畑、3、837.21平方メートル。

第5項、次の者が令和2年4月27日から令和5年4月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町○の○○の○、○○○○○、土地の所在は若松町○の○○の○

○、○の合計2筆、畑、2、250.48平方メートル。

32、33ページは○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、ランドカバーを生産しています。

34ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています

35、36ページは○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

37、38ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています

39、40ページは○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

41ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は高木委員さんをお願いしています

42、43ページは○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、植木を生産しています。

44ページの案内図は当該地を示しております。

45、46ページは○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、ジャガイモ他野菜を生産しています。

47ページの案内図は当該地を示しております。以上の第4項、第5項の現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

第4項、第5項の現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項は私です。4月16日に現地に行ってみりました。34ページの地図の中央になります。ハウスが4棟ありまして、その中でランドカバーとか地面に植える比較的短い植物の栽培が一面にされておりました。

一部ハウス以外の露地栽培の部分もございまして、そちらもグランドカバーの植え付け等が大量にされておりまして。全く問題ないと思います。

では、第2項伊藤委員さん如何でしょうか。

○委員（伊藤委員） はい、申請者は御高齢なので、息子さんがやっておられます。37ページはそこにハウスが1棟ありまして、ナスとネギを栽培しております。次の38ページはそこにはハウスが3棟ありまして、セロリを栽培しておりまして問題ありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。

第3項、高木委員さん如何でしょうか。

○委員（高木委員） はい、案内図の41ページになります。4月14日に現地確認に行つて来ました。当該地の西側にソラマメを栽培していて、他は栽培していませんが草とかは無くきれいな状態で、問題ないと思います。以上です。

○議長（市川委員） はい、第4項、第5項、大室委員さん如何でしょうか。

○委員（大室委員） はい、資料の42から44ページになります。植木屋さんで、植木が全体に定植されて、きちんと管理されていて問題はあります。以上です。

続きまして第5項、資料の45から47ページになります。4月12日に現地確認をしまして、南側半分は梅の木とかが数本樹木が植わっておりまして、北側半分は数種類の野菜を栽培しており、きちんと管理されていて問題ありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、第1項から第5項について、他にご意見等ございませうでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第5項は証明することといたします。

次に、「第6号議題 都市農地の貸借に係る事業計画の認定について」を議題とします。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第6号議題の説明文

第6号議題、都市農地の貸借に係る事業計画の認定について。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、認定申請があつた別記事業計画を審査し認定するものです。

今回は第1項から第3項の3件の審査となります。

49ページをご覧ください。

第1項、別記、1の申請者の氏名等の使用借人は四谷○の○の○、○○○○

○、使用貸人は四谷○の○○の○○、○○○○。

2の土地の所在等は四谷○の○の○○，○○，○○の合計3筆、田と畑を合せて、399平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の設定期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間となっています。

3の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、合計5,795.61平方メートル。

4の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、合計6,194.61平方メートル。

50ページに移りまして、事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、項目2の認定要件の予備審査において、いずれも適としております。

認定要件の予備審査の項目1と2は、53ページの認定申請書の事業計画3「都市農地における耕作の事業の内容のイ」。

予備審査の項目3は、55ページの一番下の6「周辺地域との関係」。

予備審査の項目4は、54ページの5の1「申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況」と55ページの5の2「申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況」で、それぞれ確認し、適としています。

56ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしております。

57ページに移りまして、第2項、別記、1の申請者の氏名等の使用借人は白糸台○の○○の○、○○○○、使用貸人は白糸台○の○○の○、○○○○。

2の土地の所在等は押立町○の○○の○、○○の○○，○○，○○の合計4筆、田、1，579平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の設定期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間となっています。

3の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、合計2,874平方メートル。

4の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、合計4,453平方メートル。

58ページに移りまして、事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、項目2の認定要件の予備審査において、いずれも適としております。

認定要件の予備審査の項目1と2は、61ページの認定申請書の事業計画3

「都市農地における耕作の事業の内容のイ」。

予備審査の項目3は、63ページ一番下の6「周辺地域との関係」。

予備審査の項目4は、62ページの5の1「申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況」と63ページの5の2「申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況」で、それぞれ確認し、適としています。

64ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は岡田委員さんをお願いしております。

65ページに移りまして、第3項、別記、1の申請者の氏名等の使用借人は分梅町3の65の1、マインズ農業協同組合、代表理事組合長、田中幸雄、使用貸人は緑町〇の〇の〇、〇〇〇〇。

2の土地の所在等は、府中町〇の〇〇の〇、畑、386平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の存続期間は令和5年5月1日から令和15年4月30日までの10年間。

3の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、合計11,976平方メートル。

4の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、合計12,362平方メートル。

66ページに移りまして、事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、2の認定要件の予備審査において、適しております。

1の法施行規則第3条第1項に該当することは、69ページの3、都市農地における耕作の事業の内容のロの(1)、ロの(2)で、それぞれ確認し、適としています。

72ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしております。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第6号議題、都市農地の貸借に係る事業計画の認定について。

第1項の現地の確認は市川会長さんをお願いしております。

第2項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしております。

第3項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項は私になります。案内図の56ページになります。この場所は既に貸借の状態にあったものを、正式に契約書を取り交わして使用貸借として使用するものです。4月16日に見て来ましたが、現在は次の野菜を植える準備をされているようで、耕されている状態になっておりまして、問題はありません。以上です。

第2項、岡田委員さん如何でしょうか。

○委員（岡田委員） はい、案内図の64ページをご覧ください。4月14日に現地確認に行きまいました。2つ当該地があるのですが、左側はきれいにトラクターで耕してあり何の問題もございません。右側の方はビニールハウスが建っていたり野菜が植えてあったり、こちらもきれいに管理されており何の問題もありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。第3項、菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、65ページからになりまして、既にこの土地は農協が借りて、パイプハウス型の倉庫になっていましたが、パイプハウス型の倉庫を撤去して、耕うんをし直し、今、特に何も植えていないのですが、今後の準備しているような状態で、農機具などが置いてあります。特に問題はありません。

○議長（市川委員） 第1項から第3項について、他にご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、第1項から第3項は認定することといたします。

次に8「その他」に入ります。

はじめに（1）資料No.1の「生産緑地地区の制限解除について」ですが、何かありますでしょうか。買取り申出が3件されておりまして、4月末日でこれが解除されます。（…）

ないようでしたら、次に（2）資料No.2の「令和5年度府中市農業委員会活動指針について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（高野局長） はい、資料ナンバー2、令和5年度の府中市農業委員会活動指針につきまして補足説明させていただきます。

令和5年度の府中市農業委員会活動指針についてですが、これまでは府中市農業委員会活動計画ということで作成しておりました。ここで農業委員会法が改正され

たことによりまして、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を、全ての農業委員会において定めなければならないということになりました。そこで本委員会といたしましても、これまで活動計画としていたものを、活動指針として改めて作成したものでございます。

例年、4月の総会で案として提案し決定して、また6月の北多摩地区の連合会南部地区の会議において、構成各市がそれぞれの計画について話をしていたところですが、東京都農業会議から今年度につきましては4月上旬の提出をお願いしますということでしたので、新しい農業委員さんを決める評価委員会が行われました3月27日に、会長及び職務代理者の方に事前に内容を確認していただくと共に東京都農業会議にも事前に確認をいただき微調整をして設定させていただいたものでございます。

なお作成にあたりましては、東京都農業会議が今回改定された部分の参考例を作成しておりますので、都内各農業委員会につきましてはそれを元に似たような作りになっていくのではないかと考えております。

具体的に昨年と変わった点としましては、2ページ目の(2)農地等の利用の最適化を推進する活動、及び(3)遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法という項目を新たに設けることになりました。特に(3)の遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法におきましては必須項目となっております。こちらにつきましては、令和4年1月を基準に3年毎に市内の農地についての面積を表に示していて、3パーセントくらいの減を見込んで設定しております。

その他の部分につきましては、昨年作成しました第4次府中市農業振興計画に沿って作っておりますので、大きな変更点はないものでございます。

本来であれば、今月のこの場で皆さんにご審議いただくところですが、事前の提出が出来ず大変申し訳ございませんでした。提出の期日があったことから、会長、職務代理者の方の確認を得た次第でございます。次年度の活動指針につきましては、7月から新たな農業委員さんがお揃いになるということもございますので、早めに3月くらいには指針を設定させていただきたいと思っております。

お時間があるときに今回の内容をご一読いただきたいと思いますと同時に、指針の期日を令和5年3月31日とさせていただきますのは、新しい法律が4月1日から公布とのことで、3月末日までの日にちを記載すべきということで、3月31日と記載させていただきます。昨年まではこのような日付はありませんでした。

以上です。

○議長（市川委員） はい、説明が終わりました。本件について何かご質問等ありますでしょうか。

○委員（戸井田委員） はい、今局長がご説明いただいた通り、会長と職務代理二人に事前に提示して内容を協議したということですが、令和5年度は4月1日から発しますので、出来ましたら、新年に入り早々か暮れのうちには各委員の方々に提示していただき、委員の意見をこの指針の中に盛り込むような形をとっていただきたいと思います。内容はいろんな法令の改正とか計画等とすり合わせしていることは分かっておりますが、各委員さんいろんなご意見があると思いますので、もう少し早めに原案の段階で提示いただきたいと思います。以上、要望でございます。

○議長（市川委員） はい、いかがですか。

○事務局（高野局長） はい、今ご意見をいただきましたが、私の方も例年のスケジュールで進めていたこともございますので、今年度は早め早めに動きたいと思いますが、東京都農業者大会で採択される活動方針等との整合性を図る必要もありますので、それらを踏まえつつ早めに提示させていただきたいと思います。

○議長（市川委員） 続きまして（3）資料No.3の「令和5年度農業振興事業の概要について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（加藤主査） はい、会長、では資料の3に基づいて「令和5年度の府中市の農業振興事業の概要について」をご説明させていただきたいと思います。

まず、農業振興事業費といたしまして令和4年度は64,824千円、令和5年度当初予算につきましては85,032千円ということで、前年比20,208千円、31.2%の増ということになっています。主な増減といたしましてはハウス栽培温室効果ガス削減事業補助金、こちらで27,234千円の増、また都市農地保全支援事業補助金、こちらが9,962千円の減ということになっております。

それでは主な事業について概略の方を説明させていただきます。

まず1番目といたしまして、農業まつり等運営費。こちらは3,807千円という予算額になります。内容といたしましては、農業まつりと農業品評会の運営等ということになります。農業まつりにつきましては、11月18日の土曜日と19日の日曜日に今年度は開催を予定しております。また農業品評会につきましては、2行下の行で、夏野菜、梨立毛、梨・ぶどう、以下記載の通り全部で5部門の品評会の



開催を予定しております。

続きまして2番目の農作物獣害対策事業費。こちらは予算額279千円となっております。こちらはハクビシン・タヌキ等、農作物の獣害を防ぐために箱わなを設置、また捕獲した動物の駆除を行う事業となっております。

3番目、灌漑用水対策事業補助金。こちらは予算額4,951千円となっております。こちらは稲作等に必要な灌漑用水の確保を図るための補助金で、補助率につきましてはポンプの電気料については5分の4、80%です、その他灌漑用水の取水事業費につきましては2分の1以内となっております。対象団体は記載の3用水組合となっております。

続きまして4番目、農業生産団体育成事業補助金。こちらは予算額5,523千円となっております。こちらは市場性を高め農業経営の安定を図るため、農業生産団体が行う生産資材、出荷資材等の共同購入に対し補助を行う物です。補助率につきましては2分の1以内となっております。対象団体につきましては、府中市農事研究会連合会以下記載の通り6団体となっております。

2ページに移ります、5番目、農業担い手支援事業補助金。こちらは予算額200千円となっております。こちらは若い世代の農業の担い手が構成員として30人以上いる団体に対し補助するものとなっております。対象団体につきましては、府中市農業後継者連絡協議会ということで、4月1日現在38名会員となっております。

6番目につきましては、地産地消推進事業補助金。予算額は2,286千円。こちらは地産地消を推進する農業者が行う事業に対して補助することで、市民還元型の農業の実現を図るものでございます。対象者につきましては、市内で市民に対し農産物を販売している事業者ということで、共同直売所や個人直売所、うね売りなどを販路としている農家の方ですとか、観光農園、給食センターといったところに出荷している方などとなっております。補助対象事業①から③までにつきましては、補助対象経費の50パーセント以内で、上限5万円の補助となります。④の体験農園区画整理事業につきましては、1区画につき6,000円以内。⑤の観光農園開設事業及び体験農園開設事業費につきましては、こちらは30万円以内という補助の上限となっております。なお注釈にございますが、同一年度での複数回の申請、および同一世帯者の重複申請はすることが出来ません。また注釈の二つ目として、令和5年度につきましては、①から③については要望通り50パーセントの補助とな

っております。④の体験農園区画整理事業につきましては、1区画4,000円を上限とした運用と今年度はなっております。

7番目に移ります。農業経営改善対策事業補助金。こちらは予算額11,122千円ということで農業用機械用具、農業用施設等の購入費に対して補助するものでございます。表を見ていただくと分かる通り、准認定農業者を含む認定農業者から④農業後継者連絡協議会会員までが補助率として2分の1、補助上限額100万円、農地の協定期間が3年間となっております。⑤その他農業者につきましては、補助率については2分の1と同様ですが、補助上限額50万円、また協定農地の期間が5年間という縛りとなっております。また注釈をご覧いただきたいのですが、まず一つ目の注釈といたしまして令和5年度につきましては、補助率は要望通りの運用となっております。また注釈の二つ目になりますが、年度当初の交付予定対象の申請期限は11月までということでご案内させていただいているところでございます。

3ページ目に移りまして、8番目、都市農地保全支援事業補助金。こちら予算額は5,683千円となっております。こちらは農地の持つ防災等多面的な機能の発揮と、農地周辺の生活環境に配慮する施設整備に対して支援するものでございます。対象者につきましては、市内に農地を所有している方という形になります。対象事業につきましては、防災兼用農業用井戸、防薬シャッター、簡易直売所の設置等となっております。こちらの事業につきましては、令和6年度までの募集は既に終了しております。令和7年度に整備を検討している方は、年末に農業経営調査と一緒に要望調査書を配布しますので、そちらでエントリーをしていただく形になります。

続きまして9番目の循環型農業支援事業補助金。こちらは予算額550千円となっております。有機堆肥や緑肥の購入費に対して補助を行うものでございます。

10番目のハウス栽培温室効果ガス削減事業補助金。こちらは予算額27,234千円で、こちらは今年度の新規事業となっております。こちらはハウス栽培を営む農業者が温室効果ガスの排出が少ない設備である、ヒートポンプを導入する取組を支援することで、農業生産工程における温室効果ガスの排出削減を図るというものでございます。対象者は認定農業者となっております。対象事業につきましては、ヒートポンプの導入及び更新となっております。こちらの事業につきましては、令和5年度までの募集、今年度の事業実施の募集は昨年度のうちに行っておりまして、既に終了しております。令和6年度にヒートポンプの導入を検討されている方は、東京都から通知され次第ということになりますが、おそらく5月から6月頃に要望

調査書を配布予定ですので、そちらでエントリーしていただく形になります。またこちらの期限につきましては、都から通知と申し上げましたが、東京都の制度を活用した事業となっております、令和5年、令和6年の時限的な事業となっております。

続きまして11その他ということで、以下記載の事業を主に市民の方を対象としたような、農業とのふれあいを市民の方に提供するような事業ということで、まとめて書かせていただいております。説明は以上になります。

○議長（市川委員） はい、ただいまの説明に対して何かご質問等ございますか。では、ポンプの電気料についてもう少しお願いします。

○事務局（加藤係長） はい、用水組合の関係で灌漑用水対策事業補助金というものを1ページ目の3番に出させていただいているのですが、対象となる事業がポンプの電気料、その他工事費という形になっておりますが、ご案内の通り電気料がかなり昨今上がっている状況がございます。

予算額を見ていただくと分かる通り、今年度は4,951千円、前年度比で1,214千円の増ということでかなり大幅に値上がりしている電気代にこんな形で予算の方も増額をしている状況ですが、電気料に対しては8割の補助ということで市の方の補助金も増えますが、団体の方の持ち出しも増えていくという状況がある中で、昨日、西府用水組合さんの方では増えていく電気料をどうするかということで、役員の打合せを行ったところですが、おそらくそういう話が他の用水組合さんの方でもなにかしらの支出を削る、ないしは収入を増やすような努力をするというようなお話が出てくるのかも知れませんが、府中市としてもそういった形で予算の増額は対応しているところでございます。補足の説明になります。

○議長（市川委員） いま世の中いろいろな値上げで、話にありますとおり電気代がかなり高騰しております。

昨年から今年、また今年も上がるかどうか、いま検討されていると思いますが、西府用水はポンプアップで川に水を流しているんですけど、その電気代が今年の見込みで行くと1,200千円かというくらい赤字になってしまうということで、年々田んぼとか用水を使う農業者も減ってきている中で、用水費を上げなきゃならないかどうかという検討をしている状態です。

昨日の中では結論は出なかったのですが、たとえば役員の手当てを減らすとか、いろいろな手を尽くしながら少しでも赤字を減らすというようなことで、用水

費も例えば5、10パーセント上げざるを得ないかどうかとかも含めてもう一回計算をし直して、5月末あるいは6月頭にもう一度その打合せをするというような昨日の段階での状態です。

いろいろ農業者は資材を始め、肥料の値上げなどがある中で、こういった電気代関係も馬鹿にならない状態です。情報としてそんな話があったということ、頭の中に入れておいてください。以上です。

○委員（戸井田委員） ちょっとよろしいでしょうか。事務局にお聞きしたいのですが、電気代の補助とかを出しておりますけれど、他の部署で用水組合に対する補助は出してらっしゃるかどう、用水を使った親水的な施策を行ったときに、補助金を公園緑地課や都市整備課とかの方で捻出するようなことをやっているかどうか、またやる可能性があるかどうかをお伺いしたい。それは他課のことなので、ただやっているかどうか。

○事務局（加藤主査） はい、現状として用水3組合とも電気料に対しての補助を市から受けていますが、農政部門から出している灌漑用水対策事業補助金以外の補助金は受けていません。

また、親水路的な施策を行い、環境面等で評価され何かしらの補助金を出す部門があるかどうかということは、私は聞いたことはないです。

○委員（戸井田委員） 極力そのようなかたちでバックアップ出来るかどうかを内部で協議してほしいと思います。水を供給するということは農業の基本ですから、それが維持出来ないということは肥培管理にまでつながってしまい結果として農地が放置されるような状況になりますので、そこは十分配慮して資金を投入出来る部門があれば投入すべきだと私は思っております。個人的な意見です。以上です。

○議長（市川委員） 他にありますか。（…）

ないようですので、本件は了承することといたします。

続きまして（4）資料No.4の「令和5年度農地法関係審査件数について」ですが、これは昨年度の農地法3条、4条、5条、18条の審議件数となります。ご質問等ありますでしょうか。（…）

続いて（5）資料No.5の「3月度活動報告について」ですが、何かありますでしょうか。（…）

なければ（6）「次回の総会開催日」ですが、今回は5月23日、火曜日、午後2時から第6会議室で開催しますので、ご出席をお願いします。

次に（４）のその他ですが、委員の皆さまから何かありますか。（…）

なければ、事務局から何かありますか。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、府中市都市計画審議会の委員の候補者、農業委員会の代表を推薦して欲しいとの依頼が都市整備部計画課から来ておりまして、任期が令和５年６月１日から令和７年５月３１日までの２年間、年に２回ないし４回ぐらいの会議の回数だそうです。令和７年までの任期になるので次期も農業委員をやる予定の方の中で、もし私がやりたいという方がいらっしゃったら手を挙げていただきたいと思います。

なお、文書に女性の積極的な登用にご協力をお願いしますというくだりが入っておりますので、女性の農業委員の方でやっても良いと思われる方がいらっしゃいましたら、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。（…）

いらっしゃいませんか。そうしますと、今まで市川会長が農業委員会の代表として出ていただいておりますので、次期も市川会長を農業委員会として推薦していくような方向でこれから手続きに入りたいと思いますので、みなさまどうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（市川委員） それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第３４回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。

次回も、新型コロナウイルスの感染は収まってきてはいるものの、感染予防対策を十分行って総会を開催したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。本日はありがとうございました。

午後２時５３分閉会